

知的財産権(知的所有権)講座

「著作権法」を考える

職業能力開発総合大学校 能力開発研究センター 桜井 博行

今回は、出版権の設定を前提とした契約書をあげ、これについて検討したが、誌面の都合上、そのすべてを終えることができなかつた。したがって今回は、これのつづきについて検討する。併せて本誌編集部にも質問をいただいているので、これを題材に述べることにする。なお、質問には著作権法とは直接関係のない内容も含まれているが、質問の趣旨を忠実に読み取ってもらうためにそのまま紹介し、可能な範囲でそのすべてに答えることにする。

1. 契約書の概要

(1) Vol.9掲載の契約書10条

本条は、その見出しにもあるように、著作者人格権についての規定である。本条の存否にかかわらず著作権法(以下「法」という)20条により、本条の意図する効果は担保されていると解する説が有力である。ただ、法20条が任意規定であると解する説もないわけではなく、これへの備えとして、また、出版権の設定を受ける乙における義務の明確化、これによる履行の心理的強制等の観点から、規定の意義は大きい。

(2) 同契約書11条

いわゆるc(マルシー)表示についての規定であり、すでに何度か述べているが、確認のためにコメントする。

本条は、万国著作権条約第3条に規定する効果、すなわち著作権の発生・保護等に何らかの方式を必要とするとの法制をとる国(方式主義国)において、

無方式主義国たる日本国民が保護されるための措置を講じるべきことを規定している。当然のことながら、方式主義国での保護が必要ないというのであれば、規定の必要がないのはもちろん、国内では本条の存否によって著作権上の効果に問題はない。ただ、最近の著作物の多くは、c表示をしている。

(3) 同契約書12条

本条は、契約に係る著作物の増刷時、出版権の被設定者たる乙から著作者へのその旨の通知と、この場合に想定される著作者からの修正増減の申し入れに対しての、甲との協議について規定している。

著作物の出版後に、著作者において、これの修正増減を希望するケースが多々あるとの実状を考慮したものである。費用等を要することであり、いつでもこれを認めるとすると乙の負担増になるので、増刷時に認めることとし、このための通知と出版権設定者たる甲との協議についての規定が本条である。

(4) 同契約書13条

本条については、取り立てて説明の必要がないように思う。改訂版・増補版の発行は、契約両当事者にとって、原契約とは異なった新たなものと評価できることに対応し、「～甲乙協議のうえ決定することとした。したがって、改訂版・増補版の発行については、本契約書の制約を排した契約をすることができのはもちろん、全く同じ内容の契約とすることもできる。

(5) 同契約書14条

本条は、契約の対象になっている著作物、すなわち出版物の定価・造本・発行部数・増刷の時期

および宣伝・販売の方法の決定権を乙が有することを宣言している。

むしろ、私的自治の原則（契約自由の原則）により、これを「甲が決定する」とすることも、「両者の協議により決定する」とすることも可能である。

しかし、通常、著作権の設定を受ける乙は、出版についてのノウハウを有する者であり、甲の関与を認めるより、この者（乙）に任せるほうが合理的であることに鑑み、乙の決定によることとした。

(6) 同契約書15条、16条

15条は、乙から甲への贈呈の部数、および甲が本著作物を寄贈などのために購入する場合の取り扱いは、流通に係るそれとは別扱いをする旨を規定する。

本契約書上は、同契約書16条2項とリンクし、著作権使用料分を差し引いた価格で購入できることになる。

出版社から著作者等への贈呈は、法63条の著作物の利用についての許諾の場合、法79条の著作物の利用の許諾（著作権の設定）の場合を問わず、広く行われているようである。

なお、16条については、特にコメントしない。本契約（著作権設定契約）が有償契約であることを考えると当然の規定である。

(7) 同契約書17条

本条は、契約に係る著作物の発行部数の報告等に関する規定である。本著作物の発行、流通等の主体は乙であり、発行部数の客観的掌握は乙においてのみ可能であり、甲がこれをなすには、乙の作為（報告）に依存せざるを得ない。

著作権使用料に、実売部数も反映する内容となっている本契約書では、乙の義務の一を規定した本条、著作権使用料および支払方法・時期についての16条の実効性担保上も意義あるものといえる。

(8) 同契約書18条

本条は、甲において、本著作物を全集その他の編集物への収録の場合についての規定である。

著作権の設定は、著作物の利用の許諾が単に債権的効力を意図するものであるのに対し、物権的効力を意図する。したがって利用の許諾では、同一内容契約が複数存在することを原則として許容する。一

方、著作権の設定では原則として同一内容の契約は許容されない。

しかし、有体物の場合と異なり、本契約は無体物たる著作物を対象とするものである。それゆえ、著作権の設定を受けた者（本件では乙）の経済的不利益を除けば、物権的権利の併存に物理的障害は想定しがたい。また、たとえ物権的権利が設定されている場合であっても、出版の途を講じないと、著作権法の趣旨（とりわけ著作者人格権を規定している趣旨）にもとる場合がある。そこで本条は、本著作物を著作者の全集・著作集などに収録して出版するには、乙の承諾を条件としつつも、著作権の設定に係る著作物に別途出版の途を開くべく、これについて規定したものである。

(9) 同契約書19条

本条は、二次的使用についての規定である。ここで二次的使用とは、オリジナルの著作物の内面形式を維持しつつ、外面形式に変更を加えた利用全般をいう。契約の対象が日本語の小説である場合、これの出版は原稿の複写であり、利用の外面形態に変化はない。ところが、この小説を翻訳し、英語版を出版した場合は、外面形式に変更が加えられており、ここでいう二次的使用に該当する。

係る二次的使用についても、乙の有するノウハウを活用すべく、甲はその使用に関する処理を乙に委任し、この場合の具体的条件を両者の協議によることとした。本条にあげられている二次的使用は例示である（本条では、「その他二次的に使用される場合」とある）ことに留意しなければならない。新たな記録媒体の登場（CD-ROM、DVD等）等により、二次的使用の範囲は変動するからである。

(10) 同契約書20条

本条は、著作権消滅後の本著作物の頒布について規定する。

この契約によって設定される著作権は、同契約書3条（著作権の存続期間）、24条（契約の有効期間）および25条（契約の自動更新）によって、消滅または自動更新される。乙（著作権被設定者）において問題となるのは消滅した場合である。本著作物の複製物に在庫があっても、これを頒布できない事態が

招来するからである。

そこで、このような場合（出版権が消滅し、これに係る著作物の在庫が存する場合）であっても、乙の頒布行為が侵害を構成しない、とするための規定が本条である。

(11) 同契約書21条

本条は、著作権または出版権の譲渡・質入れに関する規定である。著作権、出版権は経済的価値を有し、取引の対象となるので財産権である。それゆえ、自由に譲渡等ができることが原則である。

ところで、著作権（出版権は、著作権という財産権の実効性を図るために創設された権利ということができるので、ここでは著作権と同一に考えてよい）の客体は、無体物たる著作物（法2条1項1号）である。このため、客体が有体物の場合と異なり、事実上、複数の者による同一内容の支配が可能であり、権利の実効性担保が有体物のそれに比し困難であるとの特質を持つ。また、本契約の拘束を受ける著作権者（著作者ではない）と出版権者は、それぞれ本契約書所定の通知、協議等の相手方である。このため権利の主体であるからといって、自由譲渡を認めるとすれば、お互い権利・義務の履行に支障をきたすことになりかねない。さらに、契約自由の一形態である相手方選択の自由の問題、つまり、契約者が当該契約の相手であるから契約したのであり、この者以外だったら契約しなかった、という場合もある。

本条は、これらに対応すべく、権利者がそれぞれに帰属する権利を譲渡するには、あらかじめ相手方の文書による同意を必要とすることを規定した。質入れについても同様に規定したのは、質権の実行により、譲渡と同様の結果を招来させるからである。

なお、同意なしに譲渡等がなされた場合の効果の問題となるが、誌面の都合上、本シリーズ『知的財産権講座「著作権法」を考える』の最終回にコメントさせてもらうことにする。

(12) 同契約書22条、23条

22条については、取り立てて説明の必要がないであろう。

23条は、契約の解除についての規定である。これ

について一般法である民法は、「契約又ハ法律ノ規定ニ依リ当事者ノ一方ガ解除権ヲ有スルトキハ其ノ解除ハ相手方ニ対スル意思表示ニ依リテ之ヲ為ス（540条1項）」としているのに対し、本契約書では、相手方においてこの契約の条項に違反があった場合、相当の期間を定めて書面による催告を条件に、契約の全部または一部の解除ができるとしており、履行遅滞による解除権について規定した民法541条とほぼ同じ規定ぶりとなっている。

ここで「相当な期間」とは、履行を準備し、これを履行するために要する期間をいい、債務者の病氣・旅行等の主観的事情は考慮されない¹⁾。

相当の期間を定め、23条所定の催告がなされ、これに対し債務者が、催告を拒絶する意思表示したときは、債務者は与えられた期間の利益を失い、債権者は右の期間の終了を待つことなく直ちに契約の解除をする権限を取得する²⁾。

また、履行の催告により解除権を取得してもその権利行使前に履行があったときは、解除権を行使できない³⁾。

(13) 同契約書24条、25条、26条

24～26条については、取り立てて説明の必要がないであろう。

(14) 同契約書27条

本条は、契約の尊重、解釈に疑義を生じた場合、および契約に定めのない事項について見解を異にした場合について規定する。

契約を尊重し、これを遵守するのは、契約が当事者の意思の合致であるがゆえに当然であり、解釈上の疑義、定めのない事項で見解の相違、の場合に誠意をもってその解決にあたるべきことも、これまた当然である。

したがって本条は、契約書の条文を締めくくるにあたっての末文的性格を担うものであって、法的に格別の意義を持つものではない。

2. 質 問

以下にあげる4つの質問は、県立の職業能力開発施設で訓練を担当する方からのものである。かかる

断りをするのは、質問者の立場がわからないと質問自体が理解しにくく、答えの範囲も限定しにくいとの事情によるものである。ご理解のうえ、ご了承をお願いする次第である。

Q1：生徒のアイデアやデザインで制作された作品（材料は県費）を校の判断で販売したり、廃棄処分したり、次年度の参考にするのは著作権法上の問題はないのでしょうか？

A：法上の問題として答えるには、アイデアとデザインとを区別する必要がある。なぜならアイデアは著作権法の保護対象でないからである。ただ、アイデアが表現と評価しうる状態であれば法の保護対象になる。

生徒のデザインで制作された作品の著作権は、その制作者（生徒）に帰属する（法17条）。これは、県費の材料が提供されているか否かは関係なく、校の判断で販売等を行うことは、法のみで判断すれば、問題ありといわざるを得ない。例えば質問の「販売」は、法はこれを著作権および支分権としていない。

しかし、生徒の作品が仮に法上の美術の著作物であるとして、これを販売する場合、通常、文化祭等のような催事の会場で展示し、来客者に販売する形態をとるのであろう。係る「展示」は、著作権に含まれる権利（支分権）であり、この権利行使は著作者のみがなし得る（法25条）のであり、権原を有する者以外の所為は権利侵害を構成する（法115条）。これに対し、訓練の成果物である著作物の著作権は、原始的には制作者に帰属する。だが、これの制作は校主催の文化祭で展示・即売されることを承諾のうえになされたものであり（通常、展示即売の対象になるものであることが明示される）、仮に明示的になされていなかったとしても、黙示の同意があったと判断するに困難はなく、そのように解することが社会通念にも合致する。であるとすれば、展示即売を承諾してなされた制作者の当該著作権は、結果的に校に移転しており、原作品を所有する校は法45条により展示でき、原作品の所有もしているのであるからこの処分（販売・廃棄）は、もはや著作権法の問題とするところではない。

正直な話、質問がなければ考えることがなかった問題である。これを明確にするには、訓練にいそしむこと等をうたう誓約書の中に、成果物の著作権が校に移転することに同意する旨の明示の承諾文言を盛り込むことが考えられる。

Q2：先生のアイデアやデザインで生徒が制作した作品が展示会で賞を取った場合、その作品の著作権と賞状はどこに所属するのが正しいのでしょうか？

A：文言上Q1とほぼ同様の問題があるが、法の問題として答える。質問にある先生のデザインが、生徒の作品の制作にどれほどの誘因力となったか、さらには、それが作品の表現にどれだけ反映されているかによって決せられることになる。

すなわち、ここでいうデザインが、単にヒントにはなったが、作品の表現そのものには何ら影響していないとすれば、この場合、作品の著作権は生徒が単独で有する。質問のデザイン（アイデアが表現と評価できる場合も含む）に依拠して当該作品が制作されたとすれば（例えば、ユニークな形の花瓶のスケッチを先生が描き、これに基づいて生徒が花瓶を制作したような場合）、この花瓶には制作者である生徒の著作権と、この原著作物の著作者である先生の著作権が存することになる（法28条）。質問の展示会で賞を取った生徒の作品は、先生のデザインの二次的著作物と評価され、先生のデザインは生徒の作品との関係でみると原著作物である。この著作者は、二次的著作物の利用に関して、当該著作物の著作者（質問では生徒）が、これについて有するものと同一の種類の権利を専有することとされている。

この場合、展示会等への出品そのものが前述法28条の制約を受けるのであり、事実論としてはともかく、著作権法という法律の上からは、結論に至るにさほどの困難はない。要するに、先生のデザインが生徒の作品の表現に反映されているものであるか否か、反映されていなければ生徒単独の作品であり、反映されていれば、共有著作権に準じた条項の適用を考えればよいのである。

Q3：市販されている人物写真集をエアブラシで、模写して、作品展に出品してもよいでしょうか？

A：細かい場合分けをすれば構わない、との結論が得られる場合もなくはないが、一般論としてだめというほかない。

質問でいう模写は、著作権法上は複製に該当する行為である。著作権法は、ごくごく概括的にいえば、第三者が著作物の複製をすることを禁止する法律なのである。したがって、質問の模写は、許されないとの結論を得るのは難しくないと思う。

法2条1項15号は、複製を「印刷、写真、複写、録音、録画、その他の方法により有形的に再生することをいい…」であるとしている。質問のエアブラシの使用は、「その他の方法により」であり、これによる一定素材への模写は有形的な再現と評価できる。したがって質問の行為は、法上の複製であり、権原（権限ではない）なき者の係る行為は著作権侵害を構成する（法21条、112条）。

ところで、細かい場合分けをすれば、係る行為はして構わない場合があるといったが、質問で「模写」といっているのもこれ以外の結論を導くのはきわめて困難であるが、多少のこじつけをお許しいただくとして、よしとされる場合を探ってみよう。質問のように、人物写真集を手本（先行著作物へのアクセス）に、エアブラシによる模写を試みた。ところができあがった作品は手本とは全く異なったものであった場合は、結果的に著作権侵害とはならない。手本にした人物写真集は、エアブラシによる作品を創作するにあたってのイメージ形成等、創作のインセンティブになり得たとしても、表現そのものになっているとは評価できない（手本とは全く異なったものであった場合）からである。最初からイメージ形成のために用いた場合であろうと、似せるように努力したが、その者が私のように絵心がない者であったために、結果的に似ても似つかぬものになってしまった場合であると問わない。

Q4：市販の雑誌に掲載されている図面をもとに

制作された作品（家具など）を販売したとき、著作権法上の問題はないのでしょうか？

さらに、PL法上の責任を負うのは制作者なのでしょうか？

A：まず、質問の前半であるが、雑誌に掲載されている図面が、著作物であるか否かを検討する必要がある。ここで、図面が著作物でないなら、これをもとにものを制作したとしても著作権法上、問題はない。

ただ、他の法律の適用によって係る制作が認められない場合があり得るが、ここでは問題としない。図面の著作物性について判例は、工業製品の図面は、著作物ではないとしている⁴⁾。

なお、例示とはされながらも、法10条1項6号では、学術的な性質を有する図面は著作物であるとされている。

質問の後半は、PL法上の責任を負うのは制作者か、という問題である。一応、そうである、と答えさせてもらう。なぜなら、PL（製造物責任）法は、製造物に欠陥があって、人の生命・身体等に被害が生じた場合に、この損害を製造業者等に賠償させるための法律である。ここで製造物責任を負うべき者として2条3項は「製造業者等」と規定しているのであるが、同1号でこの者をさらに限定して、「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という）」としている。したがって製造が業としての製造であれば責任を負わなければならないが、これに該当しなければPL法上の責任追及の対象にはならないことになる（民法上の債務不履行（民415条）、不法行為（民709条）等による責任追及の可能性はある）。

ここで、業としては、「反復・継続して」ぐらゐの意味であり、営利・非営利は問われない。

同2号、3号は実際は製造物の製造業者でなくとも製造業者と擬制される者について規定するが、これについての質問ではないのでひとまず終わりにしたい。

注

- 1) 大判大6・6・27民録23-1153
- 2) 大判昭7・7・7民集11-1510
- 3) 大判大6・7・10民録23-1128
- 4) 東京地裁平9・4・25